

令和元年度第8回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和元年12月5日（木）
午後3時20分～午後4時23分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 23人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 14番 島田 一郎
委 員 1番 大場 忠勝 2番 大橋 芳信
3番 大浦 清貴 4番 山崎 巖
5番 若林 勉 6番 福山 英則
7番 仲田 茂男 8番 北森 正誠
9番 菊 正士 10番 渡辺 正
11番 金田 修一 12番 金木 洋子
13番 高瀬 昌弘 15番 熊本 孝信
16番 中島 潔 17番 茶木 俊一
18番 五十嵐英夫 20番 中井 義則
21番 奥野 健一 22番 高瀬 豊信
4. 欠席委員 なし
5. 議 題 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第37号 農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項
の規定による許可申請について
議案第38号 事業計画の変更申請について
議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規
定による農用地利用集積計画の決定について
6. 報告事項 報告事項第38号 農地法第3条の3第1項の規定による受
理について
報告事項第39号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第
1項第6号の規定による受理について
報告事項第40号 農地法第18条第6項の規定による通知
について
報告事項第41号 農地法第4条第1項の規定による許可の
取消しについて
報告事項第42号 農用地利用集積計画の変更について

議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、出席委員数は23名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長 それでは、ただ今より令和元年度第9回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案4件、報告事項5件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。3番大浦委員、5番若林委員、両委員にお願いしたいと思います。

会 長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は3件で、申請面積は10,522.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番と5番は、申請の取下げにより欠番です。

2番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

3番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

4番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第36号農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第37号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第37号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は4ページから12ページまでです。

今回は、4条申請2件、5条申請16件で、面積は合計26,095.37㎡です。申請内容について、ご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

5ページの1番は農業用施設及び農作業場を整備する計画であります。以前、同様の許可を受けましたが、更なる経営規模の拡大により、育苗施設が不足となったため、以前許可を受けた場所に育苗施設を移転し、今回申請地に乾燥調製施設その他作業場等を整備するものであります。なお、移転する育苗施設につきましては、この後に事業計画変更申請についてご審議いただくこととしております。申請地は、特定土地改良事業が実施された農地で、第1種農地となりますが、許可の基準は「農業用施設用地の設置」を適用しております。

2番は、一般住宅を建築する計画であります。主要地方道砺波・細入線の拡幅事業により、自宅が道路敷地に収容されることとなった。自宅を後ろに移転することも考慮しましたが、土砂災害の恐れのある地域であることから、県道の向かいに移転することとしたものであります。申請地は特定土地改良事業が実施された農地で第1種農地となりますが、許可の基準は「集落接続」を適用

しております。

6 ページの 5 条の 1 番は、車置場及び通路敷地であります。接道している県道富山・上滝・立山線が現在の状態になる際の収用残地が処理されていなかったため、自身が経営する自動車整備工場の事業用敷地として処理するものであります。申請地は 10 ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第 2 種農地となり、許可の基準は「代替可能性なし」を適用しております。

2 番は、砂利採取業者が一時転用による陸砂利採取の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内で、農地の集団規模も 10 ヘクタール以上の第 1 種農地ですが、砂利採取業者が砂利の採取後直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

3 番は、保育施設の運動場を整備する計画であります。保育施設及び併設する学童保育事業の定員の合計は 200 名を超えており、かねてより運動場の整備が急務となっており、今回申請するものであります。申請地は、10 ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第 2 種農地となり、「代替可能性なし」を適用しております。

4 番は、資材置場及び駐車場を整備する計画であります。事業拡大により、資材置場の容量がオーバーし、新たな資材置場の確保、駐車場の確保が急務となっていたため、今回申請するものであります。申請地は、10 ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第 2 種農地となり、「代替可能性なし」を適用しております。

5 番は、資材置場を整備する計画であります。事業拡大により、資材置場の容量がオーバーし、新たな資材置場の確保が急務となっていたため、今回申請するものであります。申請地は、申請地は 10 ヘクタール以上の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第 1 種農地ですが、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

6 番は、住宅敷地の拡張であります。以前一般住宅として許可を受け、住宅を建設しましたが、敷地の測量に誤りがあり、これを是正するものであります。申請地は 10 ヘクタール以上の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第 1

種農地ですが、許可の基準は「既存敷地拡張」を適用しております。

7番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため実家に程近い場所を選定したものであります。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地ですが、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

8番は、駐車場を整備するものであります。現在、会社の駐車場として利用していた申請地が農地であることが判明したため、これを是正するものであります。なお、申請書には始末書の添付もございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、「代替可能性なし」を適用しております。

9番は、貸駐車場を整備するものであります。現在、所有者が代表取締役である会社の駐車場として利用していた申請地が農地であることが判明したため、これを是正するものであります。なお、申請書には始末書の添付もございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、「代替可能性なし」を適用しております。

10番は、一般住宅を建築する計画であります。付近に小学校、ショッピングセンター等が整備されており、付近の市街化区域内で検討しておりましたが、適地が無かったため、近傍の申請地を選定したものであります。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、「代替可能性なし」を適用しております。

11番は、一般住宅を建築する計画であります。付近に小学校、ショッピングセンター等が整備されており、付近の市街化区域内で検討しておりましたが、適地が無かったため、近傍の申請地を選定したものであります。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、「代替可能性なし」を適用しております。

12番は、一般住宅を建築する計画であります。付近に小学校、ショッピングセンター等が整備されており、付近の市街化区域内で検討しておりましたが、適地が無かったため、近傍の申請地を選定したものであります。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、「代替可能性なし」を適用しております。

13番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互

扶助のため実家に程近い場所を選定したものであります。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地ですが、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

15番は、貸店舗を整備する計画であります。譲受人が経営する会社が店舗を整備し、経営する妻が店舗を経営するものであります。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地ですが、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

16番は、共同住宅を建設する計画であります。付近に共同住宅がなく、需要があることから、今回申請するものであります。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地ですが、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

17番は住宅敷地の拡張であります。現在使用していた住宅敷地の一部が農地であることが判明したことから、これを是正するものであります。なお、申請書には始末書の添付もございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地ですが、許可の基準は「既存敷地拡張」を適用しております。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第37号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第38号事業計画の変更申請について、事務

局から説明をお願いします。

事務局 議案第38号事業計画変更申請についてご説明いたします。議案書のページは、13ページです。

議案第37号の4条の1番でご説明したとおり、農業経営規模の拡大により、過去に農地転用の許可を受けておりました場所に育苗ハウスを移設することとなり、今回申請されたものであります。転用許可基準は前回と同様で「農業用施設用地」であります。

会長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画変更申請について、承認相当とすることについて、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第38号事業計画変更申請について、ご異議なしと認め、承認相当と意見を付して市長に送付することといたします。

会長 続きまして、議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、14ページから28ページです。

今回は121件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が1件、3～5年が34件、6～9年が4件、10年が82件です。設定面積は、765,838.00㎡です。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

会長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きますして、報告事項に入ります。

報告事項第38号 農地法第3条の3第1項の規定による受理について

報告事項第39号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

報告事項第40号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項第41号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消しについて

報告事項第42号 農用地利用集積計画の変更について

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第38号農地法第3条の3第1項の規定による受理について、ご報告します。議案書は29ページから31ページです。

今回の受理件数は15件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、12番でありましたので、担当の農業委員及び農地利用最適化推進員との連携を図りながら、耕作者のあっせんを含め対応を行っていく予定であります。

報告事項第39号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。議案書のページは32ページから43ページまでです。

今回の受理件数は、4条が3件、5条が30件、合わせて33件、面積は合わせて46,610.13㎡となっております。

内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

33ページ1番は、受理通知日が空欄となっておりますが、1

番と36ページ7番と一体利用の分譲宅地の計画となっており、事業面積が1000㎡以上の建物が伴う事業であるため、開発許可が必要であり、開発許可日と同日で受理いたします。

3番は、事業面積が1000㎡以上の建物が伴う事業ですが、平成30年に開発許可がおりていた案件でしたため、受理したものです。

35ページ5番、36ページ7番、37ページ11番、39ページ16番は、受理通知日が空欄となっておりますが、事業面積が1000㎡以上の建物が伴う事業であるため、開発許可が必要であり、開発許可日と同日で受理いたします。

報告事項第40号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、44ページから51ページです。

解約件数は21件で、解約面積は77,450㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、摘要欄記載のとおりです。

報告事項第41号農地法第4条第1項の規定による許可の取消しについてご報告いたします。議案書のページは52ページです。

平成8年10月2日付けで農家分家住宅として農地転用の許可を受けましたが、諸般の事情により建設が行えなくなったため、許可の取消しを申請されたものであります。

報告事項第42号農用地利用集積計画の変更について、ご報告いたします。議案書のページは53ページです。

令和元年6月総会の議案第12号51番で決定しました、公益社団法人富山県農林水産公社と●●の中間管理機構通しの契約ですが、契約をした8筆のうち1筆が登記上の地籍が職権訂正されたことにより、契約面積が変更になったものです。

会長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

特に何もありませんので、これをもちまして、令和元年度第9回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。

事務局より、連絡事項があればお願いいたします。

それでは本日の総会はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。